

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 救急病院等を定める省令第一条第一項の申出を撤回した件 五四
- 保安林の指定をする予定である旨の通知があった件 五四

### 公 告

- 保安林の指定をする予定である件 五四
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五四
- 基本測量の実施について通知があった件 五五
- 公共測量の実施について通知があった件二件 五五

## 告 示

### 福島県告示第五百七十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した次の救急病院の開設者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した。  
平成二十年八月十九日

名称 福島県知事 佐藤雄平  
所在地 白河市白坂三輪台一五番地  
(医療看護課)

医療法人那須高原心臓消化器研究会新白河中央病院

### 福島県告示第五百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年八月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

石川郡古殿町大字大久田字越代一一〇の一、一四五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

### 福島県告示第五百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成二十年八月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

田村市都路町岩井沢字日向一一七

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

- 1 立木の伐採方法
  - (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

## 公 告

### 公告第四百四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年八月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年八月四日
- 二 名称  
NPO法人極真カラテ門馬道場
- 三 代表者の氏名  
門馬 智幸
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県西白河郡矢吹町八幡町百六十九番地九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、極真空手の創設者大山倍達が提唱した極真精神を礎とし、日本の伝統文化である武道空手を通して、青少年の健全な精神と身体の育成や、幼児からお年寄りに至る幅広い年齢層に合わせての筋力向上・健康増進を目的とした教室を行う。また、人種や思想、性別、年齢などによる偏見差別を無くし、全ての人々が平等な環境の中、大会や稽古を通し、国際交流をもって全世界の平和友好を目指す。このほか、イベントでの演武や主催大会の開催、各学校や施設、企業などでの教室開催や講演活動を通して、地域の発展や活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百四十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十年八月七日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
平成二十年八月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 郡山市、いわき市及び須賀川市
- 二 測量期間 平成二十年九月十六日から平成二十一年三月二十七日まで
- 三 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）

(技術管理課建設産業室)

公告第四百四十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成二十年八月五日付けで福島県県中建設事務所長から次のとおり通知があった。  
平成二十年八月十九日

平成二十年八月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 須賀川市南部、同市西部及び岩瀬郡鏡石町北部
- 二 測量期間 平成二十年八月八日から平成二十一年三月二十五日まで

三 作業の種類 公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）

(技術管理課建設産業室)

公告第四百四十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成二十年八月一日付けで福島県喜多方建設事務所長から次のとおり通知があった。  
平成二十年八月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 耶麻郡北塩原村
- 二 測量期間 平成二十年八月十一日から平成二十一年二月二十七日まで
- 三 作業の種類 公共測量（デジタルマッピング）

(技術管理課建設産業室)